

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
Ⅰ (監) Ⅱ (監)	Ⅰ (監) Ⅱ (監)
別表 障害児通所給付費等単位数表 第1 児童発達支援	
1 (略) 2 家庭連携加算	1 (略) 2 家庭連携加算
イ 所要時間1時間未満の場合 ロ 所要時間1時間以上の場合	Ⅰ 所要時間1時間未満の場合 Ⅱ 所要時間1時間以上の場合
注 指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当児童発達支援事業所を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。）において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2の規定により指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）	注 指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の6及び第54条の7の規定による基準該当児童発達支援事業所を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。）において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2の規定により指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）を行

を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。

3～14 (略)

第2 医療型児童発達支援

1～11 (略)

第3 放課後等デイサービス

1 (略)

2 家庭連携加算

イ 所要時間1時間未満の場合

ロ 所要時間1時間以上の場合

187単位

280単位

注 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の4において準用する同令第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。)において、指定通所基準第66条又は第71条の2の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、算定しない。

うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。

3～14 (略)

第2 医療型児童発達支援

1～11 (略)

第3 放課後等デイサービス

1 (略)

2 家庭連携加算

イ 所要時間1時間未満の場合

ロ 所要時間1時間以上の場合

187単位

280単位

注 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の4において準用する同令第54条の6及び第54条の7の規定による基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。)において、指定通所基準第66条又は第71条の2の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、算定しない。

3～12 (略)	3～12 (略)
第4 保育所等訪問支援	第4 保育所等訪問支援
1～4 (略)	1～4 (略)